

1 月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 5 年産米の生産目標の提示について 【 P3 】

- ・ **水稻作付け率は 58.14 %** です。（前年比-0.21 %）
- ・ 慣行栽培の**単収は 531kg/10a** です。（前年比+1kg/10a）
生産目標は、昨年と同様に富山県農業再生協議会から情報提供されました。
各生産組合への生産数量は、慣行栽培の単収で計算して提示します。
有機栽培の単収は 425 kg/10a です。（前年比+1kg/10a）

2. 令和 5 年度備蓄米、加工用米について 【 計画 P7 】

- ・ 集落で取り纏めを行ってください。そして、農家ごとの取組袋数を営農指導員に申し出て下さい。
- ・ **水稻共済細目書には記入しないで下さい。**
生産調整実施計画書(後述)に入力して下さい。
- ・ 生産調整の面積換算は以下の計算式（少数点以下第 3 位を切捨て）
生産調整カウント面積(a) = 取組袋数 × 30kg ÷ 53.1kg(慣行栽培単収)

3. 令和 5 年度水稻共済細目書の取り纏め、生産調整実施計画書の提出について

【 P4~P5 】 【 計画 P1~P6 】

- ・ 水稻共済細目書により、集落内農家の作付け計画を取りまとめて下さい。
(生産調整地図・図面は、5 月下旬に提出していただく事にしております。)
- ・ 生産調整実施計画書（USB メモリ内の Excel ファイル）を入力して下さい。
(農家毎に、水稻面積計・転作面積計、備蓄米数量などを入力します。)

提出期限：令和 5 年 2 月 20 日（月） 提出場所：支店営農指導員

細目書は、生産者控え（4/4）を取らずに提出ください。5 月に返却します。

4. 経営所得安定対策とは

- ・ 平成 25 年度から行われている生産調整の制度の名称です。
- ・ 対象作物を作付し販売した農家に対して、国から助成金が交付されます。（後述）
- ・ この対策により助成金を受ける場合は、交付申請書(5 月)の提出、対象作物の面積(6 月)の確認、営農計画書(6 月)の提出、栽培管理日誌と販売伝票等の写し(10 月)の提出が必要です。

5. 令和5年度経営所得安定対策の交付金について

【 P6 】

① 水田活用の直接支払交付金

(戦略作物助成)

対象作物	令和5年度 交付単価 (予定)	備 考
麦、大豆、飼料作物	35,000 円/10a	令和4年度と同額の見込みです。
WC S用稲	80,000 円/10a	
加工用米	20,000 円/10a	
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000 円～105,000 円/10a	

(産地交付金)

地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき助成されます。但し、助成単価や助成要件は、5月に開催するとなみ野地域水田農業推進協議会の定期総会で決定します。

② 畑作物の直接支払交付金

当年産の大麦、大豆、そばが対象作物です。

【営農継続支払い (面積払い)】 20,000 円/10a (そばは 13,000 円/10a)

【数量払い】 出荷・販売数量や品質に応じて、国の定めた単価で交付されます。

③ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金

当年産の大麦、大豆、そばが対象作物です。

認定農業者、集落営農、認定新規就農者等が加入できる助成金制度です。

④ 畑作物産地形成促進事業交付金、コメ新市場開拓等促進事業交付金

(旧水田リノベーション事業交付金からの組み換え事業)

(低コスト生産等の取組支援)

大麦、大豆、加工用米等で、国が定めた刷新技術メニューを3点以上実施できる農業者が申請できます。但し、採択基準が令和4年度よりも相当厳しくなっておりますので申請を検討・希望される農業者がおられましたら営農指導員に申し出て下さい。

対象品目 (令和5年産 基幹作)	交付単価
新市場開拓用米、麦、大豆、 高収益作物 (野菜等)、子実用とうもろこし	40,000 円/10a
加工用米	30,000 円/10a

(機械・施設整備支援)

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備などが支援の対象となります。

集落 コード	集落名	R5当初細目書水田面積 (a)			米の生産数量 (kg)			米の作付面積 (a)			生産調整面積 (a)			作 付 率 % E
		A		95,489.0	B (A×比率)		2,947,819	C (B÷単収×10)		55,514.5	D (A-C)		39,974.5	
		水田 面積	左の内		生産 数量	左の内		作付 面積	左の内		生産調整 面積	左の内		
			集落分	他		集落分	他		集落分	他		集落分	他	
502	今町	71.1	71.1		2,190	2,190		41.2	41.2		29.9	29.9		
503	北川	3.8	3.8		117	117		2.1	2.1		1.7	1.7		
504	藤橋	164.2	164.2		5,066	5,066		95.4	95.4		68.8	68.8		
505	上山見	82.3	82.3		2,533	2,533		47.7	47.7		34.6	34.6		
506	下山見	167.4	167.4		5,161	5,161		97.2	97.2		70.2	70.2		
657 井波地区 計		488.8	488.8	↓ファーム該当者分	15,067	15,067	↓ファーム該当者分	283.7	283.7	↓ファーム該当者分	205.1	205.1	↓ファーム該当者分	
511	院瀬見1区	65.3	0.0	65.3	2,012	0	2,012	37.9	0.0	37.9	27.4	0.0	27.4	
512	院瀬見2区	37.9	0.0	37.9	1,168	0	1,168	22.0	0.0	22.0	15.9	0.0	15.9	
513	院瀬見3区	12.3	0.0	12.3	377	0	377	7.1	0.0	7.1	5.2	0.0	5.2	
514	院瀬見4区	21.8	0.0	21.8	671	0	671	12.6	0.0	12.6	9.2	0.0	9.2	
515	東城寺	4,776.2	4,776.2		147,448	147,448		2,776.8	2,776.8		1,999.4	1,999.4		
516	清玄寺	7.5	0.0	7.5	231	0	231	4.4	0.0	4.4	3.2	0.0	3.2	
517	連代寺	1,659.7	1,659.7		51,237	51,237		964.9	964.9		694.8	694.8		
518	志観寺	675.2	675.2		20,839	20,839		392.4	392.4		282.8	282.8		
519	谷	2,724.3	2,724.3		84,098	84,098		1,583.8	1,583.8		1,140.5	1,140.5		
520	戸板	1.7	0.0	1.7	52	0	52	1.0	0.0	1.0	0.7	0.0	0.7	
521	里領	2,270.9	2,270.9		70,107	70,107		1,320.3	1,320.3		950.6	950.6		
522	川原崎	7.5	0.0	7.5	230	0	230	4.3	0.0	4.3	3.2	0.0	3.2	
523	沖	15,517.6	0.0	15,517.6	479,060	0	479,060	9,021.8	0.0	9,021.8	6,495.8	0.0	6,495.8	
658 南山見地区 計		27,777.9	12,106.3	15,671.6	857,530	373,729	483,801	16,149.3	7,038.2	9,111.2	11,628.6	5,068.1	6,560.4	
531	神子畑	1,096.0	1,096.0		33,831	33,831		637.1	637.1		458.9	458.9		
532	勸学院	2,115.4	2,115.4		65,306	65,306		1,229.9	1,229.9		885.5	885.5		
533	大宮司	8,740.9	8,740.9		269,847	269,847		5,081.9	5,081.9		3,659.0	3,659.0		
534	愛農	3,409.7	3,409.7		105,259	105,259		1,982.3	1,982.3		1,427.4	1,427.4		
535	信農	3,617.8	3,617.8		111,689	111,689		2,103.4	2,103.4		1,514.4	1,514.4		
536	三清東	6,471.6	6,471.6		199,792	199,792		3,762.6	3,762.6		2,709.0	2,709.0		
659 井波高瀬地区 計		25,451.4	25,451.4		785,724	785,724	0	14,797.1	14,797.1	0.0	10,654.3	10,654.3	0.0	
541	坪野東部	26.5	26.5		816	816		15.4	15.4		11.1	11.1		
542	坪野中部	3,662.1	3,662.1		113,054	113,054		2,129.1	2,129.1		1,533.0	1,533.0		
543	坪野西部	2,435.7	2,435.7		75,191	75,191		1,416.0	1,416.0		1,019.7	1,019.7		
544	山斐	3,168.3	3,168.3		97,809	97,809		1,842.0	1,842.0		1,326.3	1,326.3		
545	岩屋東部	2,632.4	2,632.4	カントリー分	81,262	81,262	カントリー分	1,530.4	1,530.4	カントリー分	1,102.1	1,102.1	カントリー分	
546	岩屋西部	3,840.7	585.6	3,255.1	118,569	18,077	100,492	2,232.9	340.4	1,892.5	1,607.8	245.2	1,362.6	
547	飛驒屋東部	1,701.1	1,701.1		52,510	52,510		988.9	988.9		712.2	712.2		
548	飛驒屋西部	959.1	959.1		29,604	29,604		557.5	557.5		401.6	401.6		
549	野能原	2,615.5	2,615.5		80,741	80,741		1,520.6	1,520.6		1,094.9	1,094.9		
550	井波軸屋	2,199.5	2,199.5		67,895	67,895		1,278.6	1,278.6		920.9	920.9		
551	安室	13,411.4	13,411.4		414,036	414,036		7,797.3	7,797.3		5,614.1	5,614.1		
552	清水明	3,315.8	3,315.8		102,366	102,366		1,927.8	1,927.8		1,388.0	1,388.0		
553	高屋	257.6	257.6		7,948	7,948		149.7	149.7		107.9	107.9		
554	専勝寺	1,545.2	1,545.2		47,697	47,697		898.3	898.3		647.0	647.0		
665 山野地区 計		41,770.9	38,515.8	3,255.1	1,289,498	1,189,006	100,492	24,284.4	22,391.9	1,892.5	17,486.5	16,123.9	1,362.6	
総計		95,489.0	76,562.3	18,926.7	2,947,819	2,363,526	584,293	55,514.5	44,510.8	11,003.7	39,974.5	32,051.5	7,923.0	

58.14

令和5年度 水稲生産実施計画書(確認野帳)(兼経営所得安定対策等営農計画書(申請書)) 兼 水稲共済 加入申込書 兼 変更届出書 記入例

◆ 農業経営者の名前を確認して下さい。

前年度と名前が変わる方は、
経営所得安定対策の加入申請に必要な書類を
後日(4月頃)にお送りします。

生産組合 ▲▲ 水田 協太郎 氏名又は法人、組織名	加工用米・輸出用米・新規需要米等記入欄 (加工用米、備蓄米の数量)は この欄は、記入しない！！	加入形態 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 農作物共済資格団体 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 加入します <input type="checkbox"/> 加入しません 水稲共済加入の有無 ***** ***** 青色申告: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
家族構成人員 3人 電話 22-4720		

組合員名	水田 協太郎	住所	南砺市苗島 305
------	--------	----	-----------

1枚目のみ押印願います。

前年度加入情報(主食用米)	加入方式・補償割合	共済金額順位:			一筆半損特約:	品質付保割合 %	うるち作付面積 (単位:a)				酒米作付面積 (単位:a)		もち作付面積 (単位:a)		
		地名地番	台帳面積	本地面積			水稲面積	転作等面積	コシヒカリ	てんたかく	富富富	五百万石	新大正		
〇〇〇 137-1			37.88	37.80	37.8										
〇〇〇 138-1			5.79	5.50	5.5										
〇〇〇 140-1	※↓新規に委託する場合 福野次郎へ	↓面積は消す 17.81	16.90	16.90	16.9										
〇〇〇 141			16.55	15.70	15.7										
〇〇〇 142			8.73	8.30	8.3										
〇〇〇 143-1			9.25	8.80	8.8 8.8										
〇〇〇 144-1			12.73	12.10	12.1										
〇〇〇 145	※↓委託先から戻る場合 福野次郎より戻る	7.99	7.60	7.6	7.6										
〇〇〇 50	※↓新規に委託する場合 井波花子より	29.56	28.10	28.1	28.1										
合			123.9	118.80	78.0	45.9									

作物や変わったり、耕作者が正確に記入
されていないと、毎年、助成金のトラブル
があります。

細目書提出後の
【面積変更・品種変更・作物変更】等
(特に水稲・大麦・大豆・ソバ)は、至急
生産組合長まで連絡をお願いします。

- 記入の手順
- ① 圃場の委託・受託を記入
 - ② 水稲品種や転作作物を記入
 - ③ 作付面積を記入
 - ④ 出荷・自家用の別を記入
 - ⑤ 耕作者名を記入
 - ⑥ 本地、水稲、転作等面積を計算

それぞれの面積を、合計してください。



地名地番毎に、作物名や出荷・自家用の別、
耕作者名を記入下さい。

- ① 出荷しない野菜は、自家菜園と記入する。
出荷する作物・地力については作物名・品種名を記入願います。
後日栽培管理日誌と販売伝票の写しの提出で交付金対象となります。
出荷・自家用の別を記入して下さい。
- ② 分筆圃場の面積の合計が、本地面積と一致する。
1つの圃場を2つ以上に分け耕作する場合、合計面積が本地面積
になるよう分けて記入する。(後日図面提出必要)
- ③ 2作目の作付予定
2作目作物の作付計画や予定がある場合は、記入して下さい。
耕作者名も記入して下さい。

作付面積	40.2	37.8				
収穫見込数量 ①	70袋	37袋				
農家保有米 ②	7	0				
加工用米等 ③						
売渡希望数量 ①-②-③						

耕作者名を記入
1作目と2作目が異なる場合は、/(スラッシュ)を
入れて2作目の耕作者名も記入して下さい。

12月末日までに水田協で把握している
異動・改廃・修正は印字しています。

【裏面の生産調整実施要領を参照して下さい。】

令和5年度 生産調整実施要領

令和5年度生産調整の計画策定に当たって、留意点・助成作物等を参考に計画を策定願います。

【留意点】

- 裏面の細目書記入例を一読のうえ、正確に記入してください。
- 5年連続して水稻の作付けが無い地番は、以降、その水田で助成作物を作付けしても、助成対象水田から除外されます。**
- 作物の作付け変更が生じた場合は、別紙用紙にて連絡願います。
- 産地交付金の単価や体系は、となみ野地域水田農業推進協議会の定期総会後にお知らせします。
- 助成金を受け取るには、作付圃場地区・寸法図(5月)、現地確認(6月)並びに、出荷・販売を証明する伝票等の写し(10月)と栽培管理日誌(10月)の提出が必要になります。
- 麦、大豆、飼料作物、そば、加工用米、飼料用米、米粉用米等は、播種前契約書が必要です。

【助成作物&認定作物】

- 麦、大豆、飼料作物
- そば
- 特産振興作物 (以下の作物で、出荷組織の構成員として作付けしている事)
 - ・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」
 - ・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」
 - ・利賀「そば、ハウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」
- その他の出荷販売作物 (=特産振興作物以外のお荷作物)
- (一般米と区別し)加工用米として出荷する米
- 新規需要米、新市場開拓用米

【認定作物等】

- 地力増進作物、自家菜園、永年性作物、景観作物
- 調整水田
- 自己保全管理
- かい廃、補償田、被災田など
- (一般米と区別し)備蓄米として出荷する米

【認定されない場合がある作物等】

- 調整水田で1ヶ所が1a(100㎡)未満、額縁型、複数型は認定されません。
左図は、悪い例です。
- **9月末までに、「は種」又は「定植」が終了していない作物は認定されません。**

詳しくは、以下にお問い合わせ下さい。

となみ野地域水田農業推進協議会 TEL:22-4720 FAX:22-4728

E-mail: inatofu@p1.coralnet.or.jp

HP: <https://www.tonamino-suidenkyo.com/>

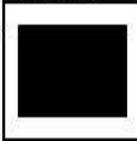
【裏面の細目書記入例を一読して下さい。】

**調整水田(部分)
記入上の注意!**

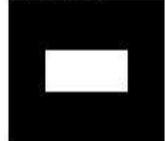
※認められない調整水田の例 ▶▶

※水稻は畦畔に接した状態で作付けしてください。

×額縁型



×額縁型



×複数型



X 1ヶ所1a未満
額縁・複数型
辺の長さの合計が
畦畔の長さの合計以上

※1ヶ所が1aに満たない場合は転作カウントになりません。

1aとは100㎡です。(例: 10m × 10m = 100㎡ = 1a)

令和4年度 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金)、水田リノベーション助成金 体系図

令和 5年1月18日 現在

計	12,000円	12,000円	12,000円	2,000円	12,000円	4,400円～18,400円
二 毛 作	産地交付金(白色)・令和5年3月支払い予定					県6 園芸作物 二毛作助成 4,400円
	県1 特産作物等 二毛作助成 12,000円	県1 特産作物等 二毛作助成 12,000円	県1 特産作物等 二毛作助成 12,000円	と15 まづり助成 (麦、たまねぎ、球根あとに限る) 2,000円	県1 特産作物等 二毛作助成 12,000円	と14 二毛作助成 麦、たまねぎ、球根あとに出荷する にんじん、キャベツ、カブ ブロッコリー、カリフラワー 特産たまねぎ 14,000円

計	35,000円～48,300円	35,000円～39,800円	55,000円～121,000円	20,000円～50,000円	20,000円	20,000円～45,000円	15,190円～46,890円
---	-----------------	-----------------	------------------	-----------------	---------	-----------------	-----------------

